自治本法務入門講座受講生模

九州自治体法務研究会

代表 木佐茂男

第6回自治体法務入門講座の開催について

2005年、あっという間に一月が過ぎ去ってしまいました。皆さまにおかれましては、いかがお過ごしでしょうか。

さて、自治体法務入門講座を下記のとおり開催いたしますので、公私共にお忙しいことと存じますが、是非ご参加いただきますようお知らせいたします。

なお、今回の講座が今年度最終回となるため、終了後に講座受講生と研究会会員を対象に木佐 代表による特別講演を実施することといたしました。

つきましては、出欠を2月10日(木)までに電子メールにてご報告いただきますようお願いいたします。

記

- 1 と き 2005年2月19日(土) 10時00分~13時00分
- 2 ところ 熊本県市町村自治会館 2階 講堂(熊本市健軍2丁目4番10号)
- 3 内 容 テーマ**『住民と法的対話をするって、どういうことなのか』**(10:00~) Plan-Do-See における接遇法務

講師 九州自治体法務研究会会員 田上 辰也 さん(熊本市職員)

特別講演 演題**「自治基本条例の意義と最近の動向」**(11:30~) 九自法研代表 **木佐 茂男** 九州大学大学院法学研究院教授

- 4 その他
- (1) 入門講座受講生・研究会会員以外(以下、一般という。)の方も、特別講演を聴講することができます。お知り合いの方にもご案内いただきますようお願いいたします。(一般聴講希望者については、講座出欠の報告時に併せてご報告願います。)
- (2) 但し、<u>一般聴講希望者</u>につきましては、以下の3点についてご留意いただきますようお願いいたします。

聴講料として 1,000 円を申し受けます。

希望者は、自治体法務入門講座も併せて受講することが出来ます。 会場の都合上、講座受講生・研究会会員を優先とさせていただくため、

一般聴講希望者については、先着50名までとさせていただきます。

テキスト『自治体法務入門 [第2版]』「第6章住民と対話する行政!」、「第7章トラブルの解決も法に基づいて行う」、「第8章行政上の義務は職員にも住民にも」、「エピローグ」(P189~295)を事前に読んでおいてください。

九州自治体法務研究会事務局 中島 (熊本県町村会総務課内)

E-mail:nakashima@c-kumamoto.gr.jp